第 21 回精神科認定看護師受講資格審査出願要項（二次募集）

日本精神科看護協会では、「精神科看護の知識や技術を用いて質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成する」という精神科認定看護師教育課程の基本理念に基づき、精神科認定看護師を養成しています。本教育課程の教育目的は、「質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成するために、これまでに蓄積された知識や技術と最新のエビデンスを基盤として、精神科認定看護師に求められる能力を涵養し、総合的能力と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成する」としています。

精神科認定看護師制度は 2025 年度に改正し、本教育課程についてもリニューアルしました。2027 年度の本教育課程の受講生（精神科認定看護師志願者）を募集いたします。

1. アドミッションポリシー

本教育課程では、アドミッションポリシーに示すような人を求めています。

①基本的人権を尊重できる人
②やさしさ・温かさを有する人
③自分の意見を率直に伝えられる人
④他者の意見に耳を傾けられる人
⑤精神科看護の実践において熱意をもって取り組める人
⑥困難な課題であっても、諦めず他者と協力して取り組める人
⑦社会や組織の動向に関心をもちつづけられる人
⑧現場を超え、地域や社会の課題に疑問をもち考えられる人
⑨精神科医療・看護・福祉に関する基礎的知識を備えている人
⑩基本的な文章表現力が備わっている人

2．募集人員　30 名程度

3．出願資格について

2027 年 1 月 12 日時点で表 1（ 1 ）～（ 2 ）の要件を満たす者

表 1　受講資格審査の出願要件

(1) 日本国の看護師の免許を有すること。
(2) 精神科認定看護師として必要な実務経験を積んでいること。ここで必要な実務経験とは、看護師の資格取得後、通算 5 年以上の看護実務に従事し、そのうち通算 3 年以上は精神科看護実務に従事していること。

表 2　精神科看護に該当する勤務経験の例

●精神科病院、精神科病棟、精神科外来における勤務
●精神科以外の病院や施設での認知症患者や、せん妄、うつ状態の患者に対する看護
●精神障がい者や認知症患者に対する訪問看護
●精神障害、知的障害、発達障害等の施設や事業所における勤務
●精神保健福祉センター、保健所、教育機関、一般企業等における精神保健に関する業務

4．出願手続き

（1）出願期間 2027 年 1 月 4 日（月）～ 2027 年 1 月 12 日（火）（必着）

（2）出願書類 別記、表 3（ 1 ）～（ 4 ）

表 3　出願書類

(1) 精神科認定看護師受講資格審査出願書（様式 1）
(2) 受講資格審査出願者勤務状況証明書（様式 2）
(3) 精神科看護実践事例報告書（様式 3）
(4) 看護師の免許証の写し（A4 サイズにコピー）
※共通科目の履修免除を希望する場合 特定行為研修修了証の写し（A4 サイズにコピー）を提出すること。 指定研修機関において特定行為研修の修了見込みの時は、特定行為研修修了見込証明書（様式 4）を提出すること。

（3）出 願 先 〒108-0075 東京都港区港南 2-12-33 品川キャナルビル 7F

日本精神科看護協会 受講資格審査出願係

（4）出願書類を受領後、1 月中旬に受験票および資格審査料の振込用紙を送付します。

5．資格審査料

会員　：22,000 円（税込） 非会員：44,000 円（税込）

出願の時点で本協会に入会をしている場合は会員価格とし、本協会に入会をしていない場合は非会員価格とします。

なお、資格審査料は返金しません。

6．選抜方法

（1）選考方法　小論文、書類審査

（2）審査日程　2027 年 2 月 5 日（金）12：30 受付　13：00～15：00 小論文

（3）試験会場　日本精神科看護協会　東京研修会場

〒108-0075 東京都港区港南 2-12-33 品川キャナルビル 7F

日本精神科看護協会

7．審査結果

2027 年 3 月 5 日（金）、本人へ書面による通知。合格者の受験番号をオンラインで公表。

８．受講手続き

2027 年度の本教育課程のスケジュールは 2 月に公開予定です。合格者へ案内を送付するので、研修会の申し込み手続きを行ってください。なお、共通科目は本協会が開催する特定行為研修の受講生と合同で受講します。

本教育課程の受講料の支払いは、2027 年 4 月以降となります。

９．そ の 他

（１）精神科認定看護師制度ガイドブック（2026 年）を確認し、本教育課程の学習内容や受講の流れを確認してください。2027 年度の本教育課程の研修会は、オンデマンド配信、ライブ配信、集合研修を組み合わせて実施する予定です。なお、受講のスケジュールや受講料などを変更する場合があります。

（２）出願手続きの詳細は、日精看オンラインの「出願の手引き」を確認してください。

（３）出願にあたっては、表 1、表 2 で、自身が出願資格を満たしているかを確認してください。出願書類は所定の様式を使用し、提出前に出願書類の記載に間違いがないか、書類が不足していないか等を確認してください。書類に不備がある場合、受理しないことがあります。

（４）本教育課程には共通科目を含みますが、特定行為研修ではないため区分別科目は含みません。

（５）特定行為研修の指定研修機関において特定行為研修を修了した場合（見込みを含む）は、本教育課程の共通科目の受講について履修免除を申請することができます。ただし、本教育課程の受講開始までに特定行為研修を修了しなかった時は、本教育課程の共通科目を受講することとします。

（６）受験上の特段の配慮を希望する受験生には個別に対応します。認定事業担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
一般社団法人日本精神科看護協会　認定事業担当　TEL：03-5796-7033